

川崎市木造住宅耐震改修制度を利用された方へ

所得税額の特別控除 固定資産税(家屋)の減額 } についての御案内

1 所得税の特別控除

耐震改修が完了した年の翌年に必要書類を添付して、所管の税務署で確定申告を行うことにより控除されます。

① 期間

平成26年4月1日から平成33年12月31日までに耐震改修が完了したものが対象

(自ら居住の用に供するものに限る)

② 住宅耐震改修特別控除額

A (イ)耐震改修に係る標準的な費用の額(国土交通省告示383号) - (ロ)補助金等の交付を受けた額

B (二)耐震改修に係る耐震改修工事限度額(消費税の適用時期により異なる)

$A \cdot B$ の金額のいずれか少ない金額 $\times 10\%$ = 住宅耐震改修特別控除額 (最高25万円)

③ 必要書類 詳細は所管の税務署にお問合せ下さい。

「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」「住民票の写し」

「家屋の登記事項証明書等(昭和56年5月31日以前に建築されたことを明らかにする書類)」

「増改築等工事証明書※」

※設計等を行った診断士に、証明書発行について御相談下さい。なお、平成29年3月31日までに耐震改修を行った場合には「住宅耐震改修証明書」を発行することになります。

※川崎市で証明を発行する場合は期間によらず「住宅耐震改修証明書」を発行することになります。

2 固定資産税(家屋)の減額

耐震改修が完了してから3ヶ月以内に必要書類を添付して、お住まいの地区の市税事務所(市税分室)に申告することにより、家屋の固定資産税が翌年から1年度間減額されます。

① 期間

平成25年1月1日~平成32年3月31日に耐震改修が完了したものが対象

② 減額される範囲

延べ面積が120㎡以下の場合・・・居住部分の固定資産税額の1/2を減額

延べ面積が120㎡を超える場合・・・120㎡に相当する居住部分の固定資産税額の1/2を減額

③ 必要書類 詳細は耐震改修を行った家屋の所在する区を担当する市税事務所(市税分室)にお問合せ下さい。

「耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書」

「平面図等(耐震改修が行われた箇所が確認できる書類)」

「耐震改修に係る領収書(改修費用の額を明らかにする書類)」

「増改築等工事証明書※」

※設計等を行った診断士に、証明書発行について御相談下さい。

※川崎市で証明を発行する場合は、診断士によるものとは異なり「住宅耐震改修証明書」となります。

※平成29年3月31日までに耐震改修を行った場合には診断士、川崎市ともに「固定資産税減額証明書」を発行することになります。

3 地震保険の割引

地震保険に加入されている場合、耐震改修後、保険料の割引（10%）が受けられる場合があります。ご加入の保険会社にお問合せになり、「増改築等工事証明書（診断士が発行）」の写し、または、「住宅耐震改修証明書（川崎市が発行）」の写しを提示し、御相談下さい。

-法務局のご案内-

- 川崎区・幸区・中原区にお住まいの方
横浜地方法務局川崎支局（JR川崎駅から徒歩14分）TEL 044-244-4166
- 高津区・宮前区・多摩区・麻生区にお住まいの方
横浜地方法務局麻生出張所（小田急新百合ヶ丘駅から徒歩3分）TEL 044-955-2222

-税務署のご案内-

- 川崎区・幸区にお住まいの方
川崎南税務署（JR川崎駅から徒歩14分）TEL 044-222-7531
- 中原区・高津区・宮前区にお住まいの方
川崎北税務署（JR武蔵溝ノ口駅から徒歩15分）TEL 044-852-3221
- 多摩区・麻生区にお住まいの方
川崎西税務署（小田急新百合ヶ丘駅から徒歩3分）TEL 044-965-4911

-各市税事務所（市税分室）のご案内-

- 川崎区・幸区にお住まいの方
かわさき市税事務所 資産税課 TEL 044-200-3958
- 中原区にお住まいの方
こすぎ市税分室 家屋担当 TEL 044-744-3243
- 高津区・宮前区にお住まいの方
みそのくち市税事務所 資産税課 TEL 044-820-6567
- 多摩区・麻生区にお住まいの方
しんゆり市税事務所 資産税課 TEL 044-543-8973

<問合せ>川崎市役所 まちづくり局 市街地整備部
防災まちづくり推進課 耐震化支援担当
044-200-3017